令和　　年　　月　　日

年　　組　　さん

保　護　者　様

練馬区立光が丘第三中学校

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。　※「出席停止」の場合、欠席扱いにはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後、下記の「登校届」に保護者の方がご記入の上、登校する朝、学校へ提出してください。

種別	学校感染症と出席停止の基準		
	病名	出席停止の期間	
第一種	鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）	治癒するまで（病気がなおるまで）	
第二種	インフルエンザ	発症した後５日、かつ、解熱した後２日経過するまで	ただし、病状により園医その他医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。（新型コロナウイルス感染症を除く）
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	熱が下がってから３日経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳、顎または舌の下が腫れ出した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなったあと２日経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日、かつ、症状が軽快した後１日経過するまで（無症状の場合は検体を採取した日から５日を経過するまで）	
	結核	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	病状により学校医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ　・　細菌性赤痢		
	溶連菌感染症		
	ウイルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎（ノロウィルス等）		
	その他（　　）		

キ　リ　ト　リ　　キ　リ　ト　リ

登　　校　　届

令和　　年　　月　　日

学校長様

（　　型）

病　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　　病（医）院名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の疾病について、＿＿月＿＿日 からの加療の結果、医師より登校許可の診断が出されたので ＿＿月＿＿日 から登校いたします。

年　　組　　生徒氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※保護者の方がご記入の上、学校へ提出してください。

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿